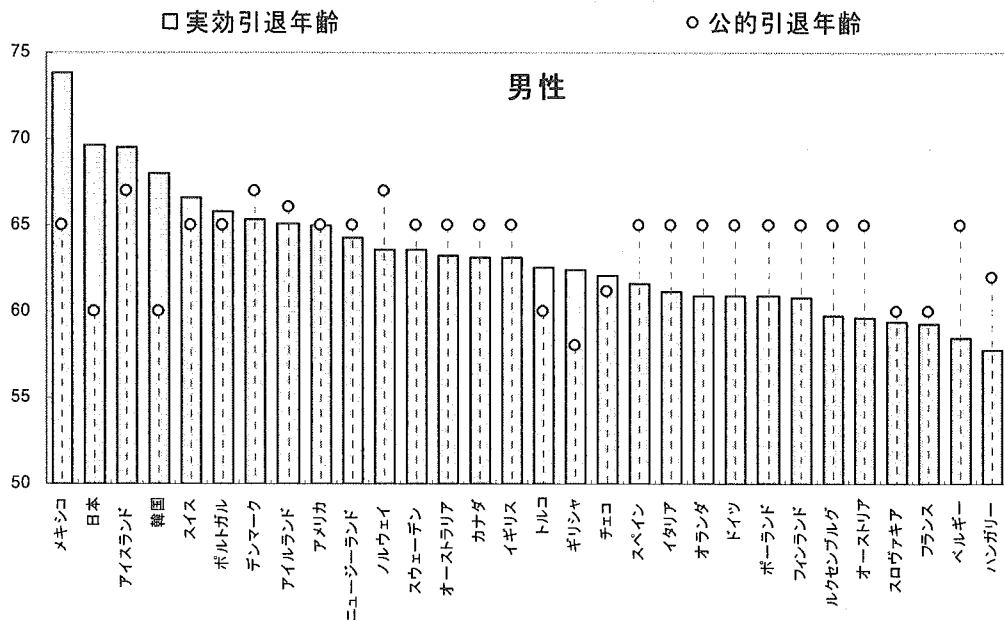


図表 1-1 : OECD 諸国における実効引退年齢と公的引退年齢 (1997-2002 年)



(出所) ヨーロッパおよび各国労働力調査に基づく OECD (2004) における推計結果。

本稿では、近年著者が携わってきた研究成果および、本年度、国立社会保障・人口問題研究所で行われた厚生労働省『所得再分配調査 (平成 14 年)』の再集計結果に基づき、この「雇用と年金」の組み合わせが、高齢者の所得分配にどのような影響を与えているかについて、記述的に明らかにすることを目的とする。

2. 所得分布状況の捉え方

2.1 所得概念

本稿では、世帯所得を等価尺度によって、個人所得 (あるいは個人の厚生水準) に変換している。具体的には、下式によって、世帯所得を変換している。

$$\text{等価所得 (厚生水準)} ; y_i^h = \frac{Y^h}{\sqrt{s^h}}$$

y_i^h は、世帯人員数 s を抱える第 h 世帯に属する個人 i の等価所得 (あるいは個人の厚生水準) を示している。すなわち、世帯人員にルートをかけてもの (これを「等価尺度 (equivalence scale)」と呼ぶ) で世帯所得を割る事によって算出している。実際の計算にあたって、等価尺度を、どのように設定するかについては、さまざまな方法が考えられるが、経済協力開発機構 (OECD) で用いられている世帯員数の平方根 (0.5 乗) 分の 1 を等価弾性値として採用する³。たとえば、4 人世帯で 200 単位の所得があったとすると、一人あた

³ なお、いくつかの所得分配に関する国際比較研究 (EU や Eurostat による文献) では、「OECD『旧』等価尺度」として、「一人目の大人を 1.0、二人目の大人を 0.7、子どもは 0.5」とする調整方法が紹介されている。しかしながら、こうした「旧」尺度を OECD が公式に全加盟国に採用するよう要請した事実はない。たしかに、OECD (1982) *OECD List of Social Indicators* において、「固有の等価尺度をもたない国については、次の等価尺度を用いることも考えられる (Countries which have not established their own equivalence scales may be use) : 1.0+0.7+0.5 (p.36)」とされているが、コンテキストからは、独自の等価尺度を用いている国では、むしろその独自の等価尺度を用いるよう促しているのであって、共通の等価

りの等価所得は、 $200/4^{0.5}=100$ 単位（あるいは個人の厚生水準）となる。

なぜ、等価弾性値は世帯人員の平方根という数字なのであろうか。Atkinson *et al.* (1995) pp.18-21 には、従来の研究で使用・推計されてきたさまざまな種類の等価尺度が紹介されている。

それによれば、等価弾性値を作成するためには、主に4つの方法があるという。第1は、公的扶助や類似の給付水準に基づき測定されたもので、「政策（制度）尺度弾性値」とも言われるものである。第2は統計目的のためだけに使用されている尺度で、「統計的尺度弾性値」と言われるものである。第3は、ある属性をもつ世帯において、ある所得水準が与える効用を測定したもので「主観的尺度弾性値」といわれるものである。最後が、観測された消費パターンに基づいて測定したもので「消費尺度弾性値」と言われるものである。Atkinson *et al.* (1995) によれば、各国および各研究で使用されている、4つの等価尺度の平均は、各々順番に、(0.62)、(0.69)、(0.24)、(0.55)となる。最も等価尺度弾性値として低い値を示しているのが、「主観的尺度弾性値」である。たとえば、子供をもつと一人当たりの所得は減少するが、その減少の度合いに比較して、一人当たりの効用水準の低下ははるかに少なく、子供をもつ事自体による効用水準の上昇が相殺している、という事が起こっているから、等価弾性値は低い、と考えられる。これらの、4つの等価尺度弾性値の平均をとると、ほぼ0.5 $((0.62+0.69+0.24+0.55)\div 4=0.53)$ となる。

この、0.5 が各国に受け入れられやすい等価弾性値であることも事実である。Yamada & Casey (2002) による、異なる等価弾性値を用いた等価尺度により所得格差指標（ジニ係数）がどのように変動するかという感応分析によれば、等価弾性値0.5を採用するとき、どの国も所得格差指標が最低となる。所得格差や貧困の指標が、国際比較でみて、どの位置にあるかが、政治的に非常に敏感な場合が多いので、0.5 というのは、国際比較研究において、各国が等しく受け容れやすい等価弾性値といえなくもない。

等価所得の概念は、以下の2つの仮定に基づいている。

第一の仮定は、二人暮らしの生活費は、一人暮らしの生活費の二倍より少ないものとなる、というような仮定である。これは世帯にはたらく規模の経済性についての仮定といえる。日本の生活保護基準や、配偶者死亡時の厚生年金などの給付額調整など、実際の政策分野でも、単身者の給付額は、有配偶者の給付額の2分の1よりも大きくなっており、規模の経済性を暗黙に仮定している。

第二の仮定は、社会保障給付を含むあらゆる種類の所得が世帯内において、その所得源が本来誰に由来するものかどうかに関係なく、全ての世帯の構成員の間で分かち合われているというものである。むろん、実際には主たる稼得者が強い交渉力を持っており、選択的に子どもの教育に対して所得を重点的に配分しているといったことがあるかもしれない。あるいは、高齢者が、成人子ども世帯と同居している場合、実際には、その高齢者に対する年金給付が、成人子ども世帯と共有されていない可能性の方が高いだろう。しかしここではそのような状況は無いものと仮定し、高齢者の年金給付は、その世帯を構成する人々の間で分かち合われているものとする。

これらは実際には極めて強い仮定である。しかしながら、所得分配状況を、世帯人員の異なる世帯間、時系列あるいは国際比較する際には、何らかの等価尺度をおくことが必要となってくる。

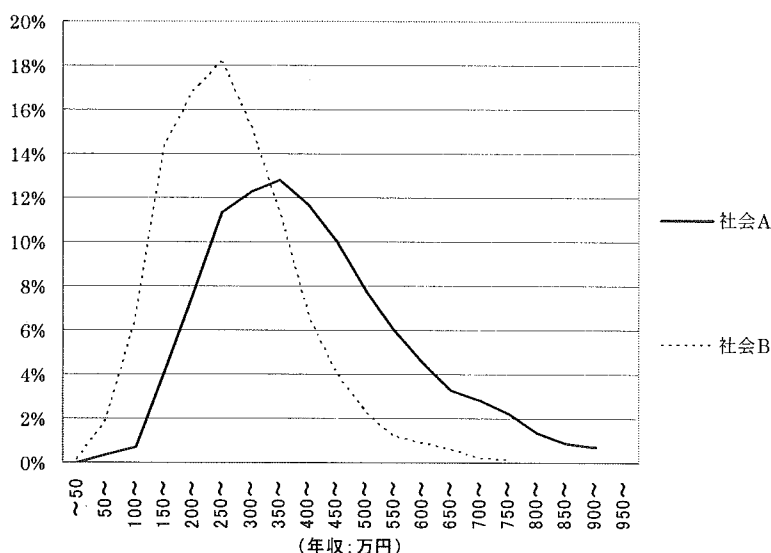
尺度を加盟国に統一的に採用するよう促した記述はなく、したがって「OECD『旧』等価尺度」というものは存在していない。OECDが等価尺度として、全ての加盟国に国際比較上、採用するよう促したのは「世帯人員の0.5乗」であり、それは、OECD自身が、個票データを直接統一的に扱う形での所得分配研究を始めた時点、すなわち刊行物としては Atkinson *et al.* (1995) 以降のことである。

2.2 所得分布の概念

日本における近年の所得分布状況に関する研究は、所得格差の側面に焦点が当てられてきた。具体的には、ジニ係数、平方変動係数（SCV）、平均対数偏差（MLD）などによって測定されてきた。しかしながら、所得分布状況を分析するには、所得格差の大きさの把握では不十分であり、低所得層・貧困層の厚さについても分析しなくてはならない。そのことを、仮想的な二つの社会の所得分布状況から考えてみよう。

図表 2-1 は、仮想的な社会 A および社会 B における所得分布状況、すなわち各所得階層に各社会の人口の何%が属しているかを示している。図から明らかなように、社会 A の方が、社会 B よりも幅広い所得階級に分布していることから、社会 A の方が、所得格差の大きな社会である。

図表 2-1：仮想的な二つの社会の所得分布状況



しかしながら、150万円未満の層に注目してみると、社会 B の方が多いことが分かる。もし、この150万円を貧困線と定義するならば、社会 B と比較して、社会 A の方が所得格差は大きいが、貧困者は少ない、と言える。

このように、仮想的な二つの社会の所得分配状況の例は、所得格差のみに注目していたのでは、所得分布状況の一面しか捉えていないことを示す。今日に続く多くの社会政策が貧困救済を目的として登場してきたことを考えれば、所得格差と貧困の両方が注目されなければならない。

そこで本稿では、ジニ係数という所得格差指標以外に貧困率あるいは低所得率にも注目する。貧困線は、国際比較で一般的な、全人口における等価可処分所得中央値の 50% を設定し、それ未満の人々を便宜上「貧困層」⁴と呼ぶ。また、全人口で等価可処分所得によ

⁴ 等価可処分所得中央値の50%に貧困線を設定するという事は、いわゆる「相対的」貧困概念を用いていることになる。こうした「相対的」貧困概念は、一人当たりGDPが高い先進国では、中央値の50%でも金銭的には発展途上国と比較して高くなるから、貧困の意味をなさないという見方がある。しかしながら、例えばアメリカで低所得者が病気になった為に医療サービスを受けようとしたが、(Medicaidなどの低所得者向け医療プログラムがあったとしても)医療機関へのアクセス費用が高い(病院まで遠く交通費がかかる等)ために、医療サービスを受けることを諦めてしまう者がいるかもしれない。この場合、低所得者は金銭的には発展途上国の平均的な人々より高い所得を稼いでいたとしても、医療サービスを受けるという基本的な機能自体が「相対的」な所得の低さによって、その人にとっては制限されていること

て計算された所得五分位の最も低い分位、第 1 所得五分位を便宜的に「低所得層」と本稿では呼ぶことにする。

なお、近年の研究では、一時点における貧困・低所得概念ではなく、より動態的な貧困概念である、社会的疎外（Social Exclusion）概念の方が、分析的に有用とされているが、本稿の分析の範囲を超えるので、一時点における貧困概念しか用いない。

2.3 データ

本稿で引用される日本データは、国立社会保障・人口問題研究所における厚生労働省『国民生活基礎調査』および『所得再分配調査』⁵の再集計結果を活用している。なお、本年度の研究で新たに国立社会保障・人口問題研究所において再集計されたのが、平成 14 年度『所得再分配調査』である。

過去の再集計結果と合わせるため、本稿で用いた所得には現物給付（医療給付・介護給付・老人保健・保育サービス等）を含んでいない。また、退職一時金、生命保険、損害保険、雑収入などは、現金収入であるが一時的な所得でしかないことを勘案し、それらについても含んでいない。

世帯票で住民税あるいは所得税が課税されていると回答しながら、税額が回答されていないサンプルは可処分所得の計算ができない為、除かれている。また、個人票で、各所得要素が一つでも不詳（=9999）であるものについても除かれている。

ただし、民間保険にたいする拠出金が不明であるサンプルは除かれていない。就業状況についての変数と所得変数との間に齟齬があるサンプル（例えば、自営業収入があるのに現在就業していないようなサンプル）も、調査時点での就業状況と、過去 1 年間の所得の状況に乖離が生じていたとしても合理的に説明がつく場合（たとえば高齢者の場合には、調査時点では引退して就業していないが、過去 1 年間遡って所得を調べると、まだ働いていたので所得があるというようなケース）も多いと考えられるので、本稿の分析では除かれていない。

国際比較に用いられているデータは、OECD (2001)、および拙稿である Yamada (2002)と Yamada & Casey (2002) からの引用である。

3 高齢者間の所得格差

3.1 高齢化は所得格差の拡大要因か

まず、各年齢階層における所得格差が一定でも、高齢化による年齢構成の変化により所得格差が見かけ上拡大している、というわが国におけるこれまでの研究による主張を確認してみよう。図表 3-1 は、最初の 4 列でジニ係数により計測された所得格差の 1970 年代以降、1990 年代半ば（日本については 2001 年）までの変化について示し、最後の 3 列で、就労世代と引退世代の相対的な所得格差の相違について示している。

になり、「絶対的」貧困が発生していると考えられる。実際、アメリカの乳幼児死亡率はキューバより高い。

⁵ 厚生労働省『所得再分配調査』は『国民生活基礎調査』の調査票に加える形で実施されるものであり、調査対象者は『国民生活基礎調査』の部分集合である。したがって、調査票の内容は異なるが、調査方法自体に関して、基本的に『所得再分配調査』と『国民生活基礎調査』は同一であるとみなせる。

図表 3 - 1 : 所得格差指標 (ジニ係数) の推移
 - 1970 年代半ば、80 年代半ば、90 年代半ば、2001 年 (日本のみ) -

	相対的なジニ係数の変化 ^{a)}				相対的なジニ係数の大きさ ^{b)} (18-64歳 < (>) 65歳以上)		
	1970年代半ば~80年代半ば (日本のみ80年代半ば~90年代半ば)		1980年代半ば~90年代半ば (日本のみ90年代半ば~2001年)		70年代半ば (日本のみ80 年代半ば)	80年代半ば (日本のみ90 年代半ば)	90年代半ば (日本のみ 2001年)
	18-64歳	65歳以上	18-64歳	65歳以上			
カナダ	0	---	0	--	<<<	≤	>>
フィンランド	--	---	+++	-	<<<	≤	>>
ドイツ			++	-		≤	>>
イタリア			+++	+		>	>>
日本	+	0	++	0	<<<	<<<	<<<
オランダ	++	0	++	+	0	>	>>
スウェーデン	-	---	+++	++	≤	>	>>>
イギリス	+++	0	++	++	≤	>>	>>
アメリカ	++	0	0	0	<<<	<<	≤

(注) 空白セルは、データが入手不能

- a) +++ (---) 12%以上のジニ係数の増大(減少)
 ++ (-) 7%以上12%未満のジニ係数の増大(減少)
 + (-) 2%以上7%未満のジニ係数の増大(減少)
 0 -2%から+2%のジニ係数の変化
- b) <<< (>>>) 12%以上、18-64歳層のジニ係数のほうが小さい(大きい)
 << (>>) 7%以上12%未満、18-64歳層のジニ係数のほうが小さい(大きい)
 < (>) 2%以上7%未満、18-64歳層のジニ係数のほうが小さい(大きい)
 0 -2%から+2%までのジニ係数の相違

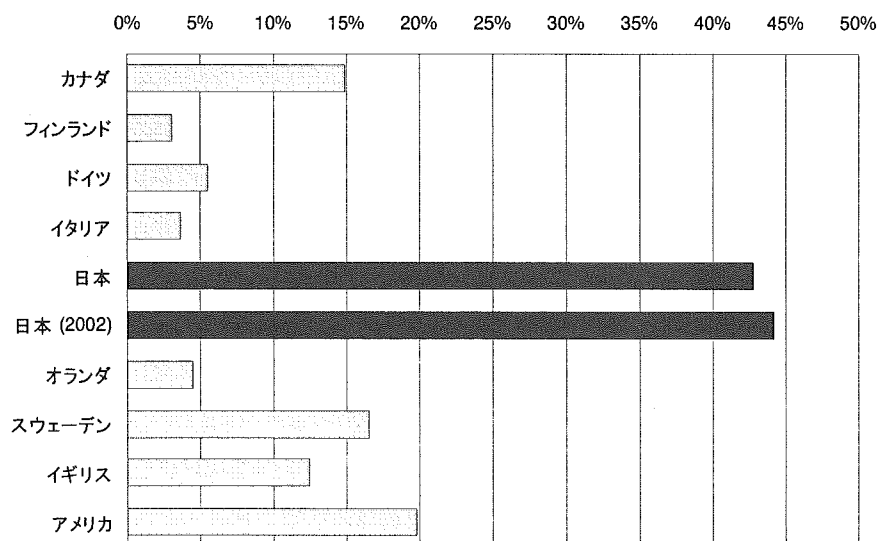
(出所) Yamada (2002), 山田 (2004)

1980 年代半ばから 1990 年代半ばまでの変化について、所得格差の拡大幅 (あるいは縮小幅) は 9 カ国とも、引退世代よりも就労世代の方が大きい (あるいは小さい)。こうした変化を反映し、就労世代と高齢者の所得格差の差も変化してきている。

最後の 3 列を見ると、1990 年代半ばまでに、7 カ国で、高齢者の所得格差の方が、就労世代の所得格差より小さくなってきていることが分かる。日本とアメリカのみ、1990 年代半ば (あるいは 2001 年) においても、高齢者の所得格差のほうが、就労世代の所得格差より相対的に大きいことが分かる。したがって、日本で言われてきたように「高齢化が進むと、所得格差の大きい高齢者の人口に占める比重が高くなるので、一国全体の所得格差も『見かけ上』大きくなる」という説明は、日本 (あるいはアメリカ) における高齢者間の所得格差の特徴の「結果」であり、自明ではないことが分かる。

さて、冒頭で触れたように、日本は「実効的引退年齢」の方が「公的引退年齢」よりも低いという、先進諸国の中で比較的まれな特徴を持った国である。この事は、「就業する年金受給者」が多いことを意味する。

図表 3 - 2 : 就業する年金受給者、男性 65 - 69 歳層 (1990 年代半ば)
 - 男性 65 - 69 歳層、1990 年代半ば (日本のみ 2002 年も掲載) -

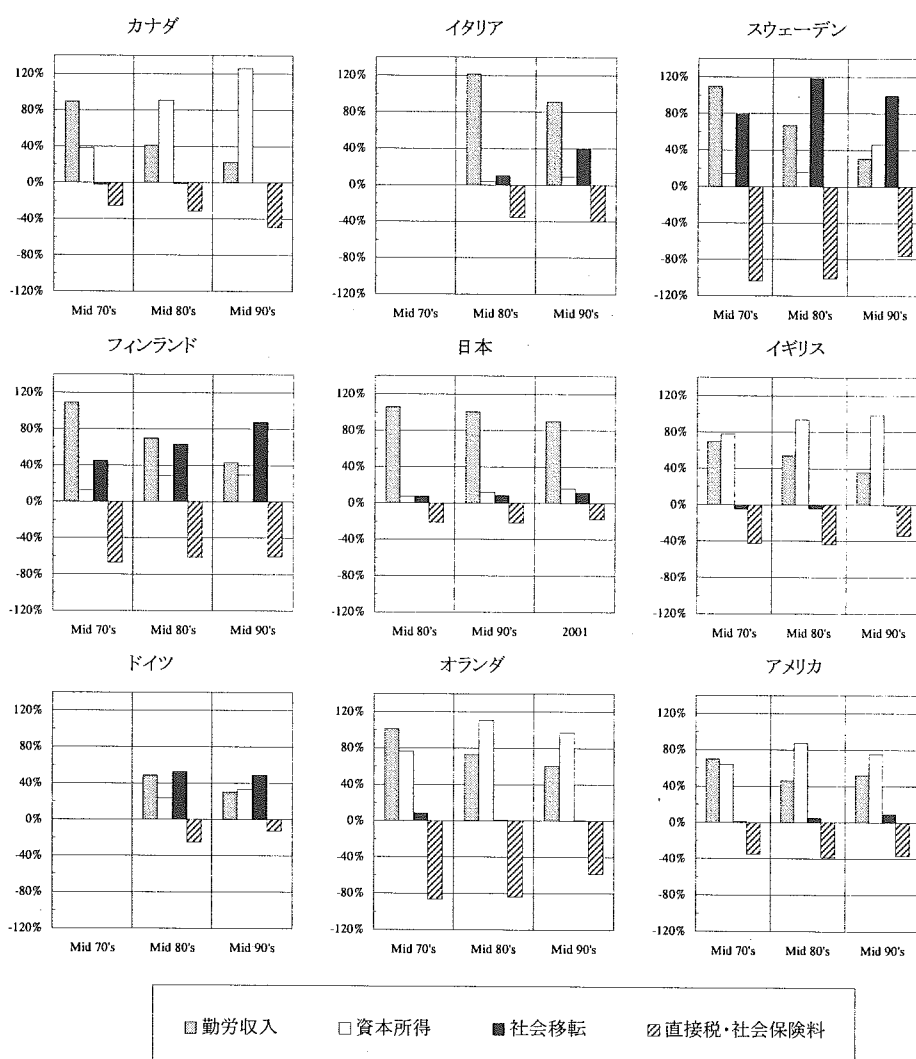


(注) ここでの「就労する年金受給就業者」定義は、「仕事有り」かつ「年金受給者」を指す。
 (出所) OECD (2001) および『所得再分配調査 (平成 14 年度)』再集計結果に基づく筆者推計。

実際に、図表 3-2 で示されるように、主要先進国と比較して日本の「就業する年金受給者」の割合は、男性 65-69 歳層で 4 割を超えており際立って高くなっている。こうした、「雇用と年金」を組み合わせると言う、日本の高齢者の独特の所得構成が、高齢者間の所得格差の主な発生源である。

図表 3-3 は、高齢者の所得格差の大きさ (SCV) を 100% とした場合、その中の何%が、どの所得要素から発生しているか分解したものを示している。各年次について、4 本の棒があり、これが各所得要素 (左から勤労収入、資本所得 (主に私的年金)、社会移転 (主に公的年金)、直接税・社会保険料) の格差全体に与える割合を示している。4 本の棒 (絶対値) を足し合わせると、100% となる。ここでは正の値が所得格差拡大、負の値は格差縮小への寄与度を示す。

図表 3 - 3 : 高齢者間の所得格差にたいする各所得要素の相対的寄与率
 - 1970年代半ば、80年代半ば、90年代半ば、2001年（日本のみ） -



(注) 寄与率の分解方法は、Shorrocks (1982)に基づく。所得格差の大きさを100%として計算。

(出所) Yamada (2001) および山田 (2004)。

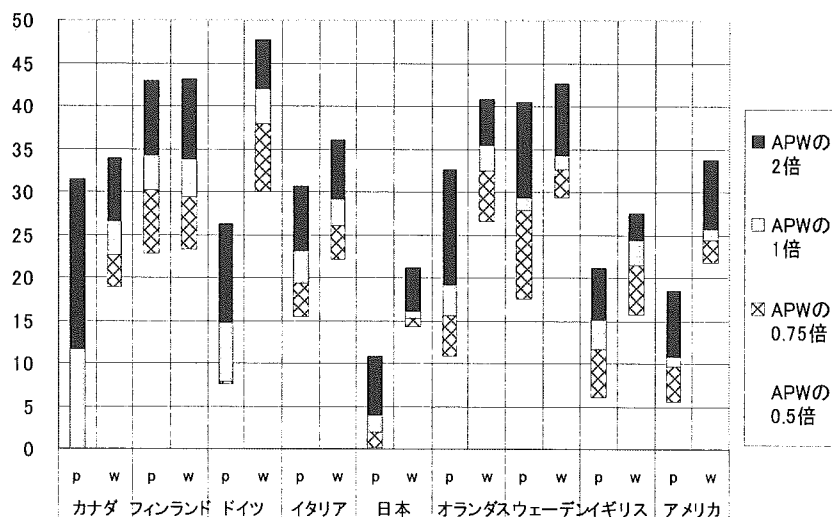
この図から示されるのは、日本における高齢者間の所得格差が、主に勤労収入から発生しているということである。(データが入手可能である)先進国でも、1970年代までは、日本の1980年代半ばと同程度に、勤労収入が所得格差の発生源となっていた。しかしながら、日本以外の国では、1980年以降に早期引退傾向が高まり(勤労収入割合の減少)、公的年金制度が成熟化(社会移転割合の増大)したこと、あるいは私的年金制度の発達(資本所得割合の増大)によって、急速に1990年代半ばにかけて勤労収入の所得格差への影響は縮小している。

一方、日本では過去15年間にわたり、勤労収入が所得格差の最大の発生源となっている。その影響度合いは小さくなりつつあるが、依然として高齢者の就業率の高さを反映して、他の先進国が過去20年間に経験したほどの急激な縮小傾向は見られない。

もう一つ注目したいのは、日本そしてドイツでは、直接税・社会保険料が果たしている高齢者間の所得格差の縮小機能がそれほど大きくないことである。これも、日本の高齢者

の所得格差がそれほど小さくならない理由を部分的に説明している。

図表 3-4：平均実効税率のシミュレーション
 一年金のみ受給者 (p) と賃金労働者 (w)、直近 (2000 年) の制度に基づく



(注) APW とは平均的生産労働者の年収で日本 (1999 年) では 422 万円。税には社会保険税 (料) も含まれている。シミュレーションでは公的年金と賃金に関わる税・控除のみを考慮しており、消費税や利子所得に対する課税等は考慮されていない。年金受給者は公的年金、賃金労働者は賃金しか収入がないものと仮定。両カテゴリとも、子どもがいない単身世帯を仮定。

(出所) OECD (2001)、Keenay and Whitehouse (2003)

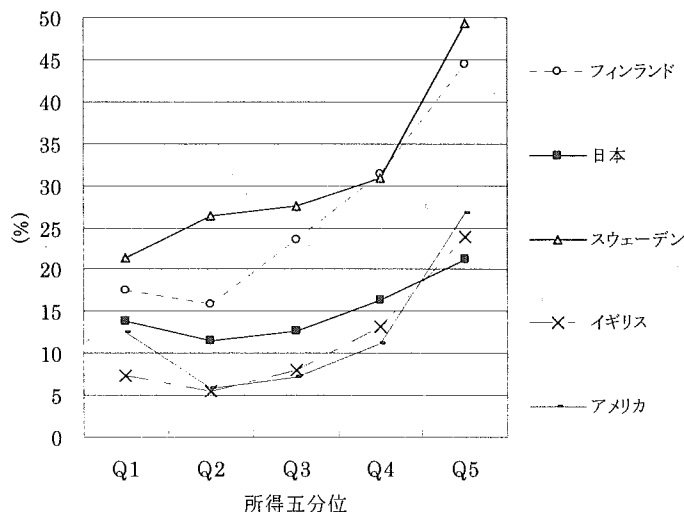
図表 3-4 は、平均実効税率が、年金のみ受給者と賃金労働者の間でどれほど相違しているかのシミュレーション結果を示している。ここで APW とは、平均的生産労働者の賃金額を示している。平均実効税率の高さは、各ボックスの上端が示している。例えば、ドイツの年金のみ受給者 (p) で、APW と同等の収入を得ている場合の平均実効税率は 15%、というように読む。APW の 0.5 に対する平均実効税率については、APW の 0.75 倍のボックス (クロスの線が入っているボックス) の下端が示している。たとえば、スウェーデンの賃金労働者で、APW の 0.5 倍の賃金を得ている場合の平均実効税率は 29%、というように読む。各々のボックスの長さは累進度も示していることになる。

この図表 3-4 が示している日本の特徴は 3 つある。すなわち、いずれの APW 水準に対する平均実効税率も相対的に低く、累進度は低く、年金のみ受給者と賃金労働者の差が大きい。

これらは、あくまでもシミュレーション (仮想的な例) であり、税・社会保険料による所得格差縮小機能の強さは、実際の所得分配状況に応じて決まってくる。定義上の相違があるのでシミュレーションとの直接の比較は可能でないが、「高齢者の所得五分位⁶」の実効税率を各国で比較したのが、次の図表 3-5 である。

⁶ ここで、「高齢者の所得五分位」とは、(全人口に基づいたものではなく) 高齢者のみで計算された所得五分位のことを言う。

図表 3 - 5 : 実際のデータに基づく高齢者の平均実効税率の推計
 - 高齢者の所得五分位毎、1990年代半ば（日本については2002年） -



(注) ここでいう税には直接税・社会保険料(税)が含まれるばかりでなく、資産課税分も含まれているので、前掲図表のシミュレーションにおける税の定義とは異なっている。また、等価可処分所得を用いている点でも、前掲の図表とは異なっている。なお、カナダ、ドイツ、イタリア、ドイツのデータについては資産課税等の変数が入手可能でなく比較できない為、ここでは掲載されていない。

(出所) OECD (2001) および『所得再分配調査(平成14年度)』再集計結果に基づく筆者推計。

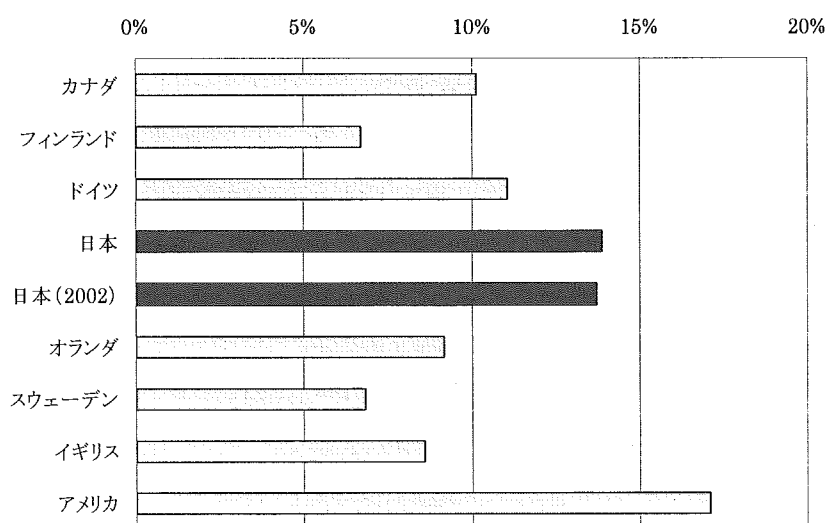
入手可能な詳細な課税変数の違いから、大陸ヨーロッパ諸国を示せていないが、日本の高齢者の第1所得五分位(所得の低い方から20% = 「低所得層」)の平均実効税率は14%で、北欧諸国と英語圏諸国との中間に位置しているが、第5所得五分位では21%と英語圏諸国よりも低い位置にある。前掲シミュレーションにおける年金のみ受給者より、第1所得五分位の平均実効税率は高いが、これは日本では低所得層においても一定割合、「雇用と年金」を組み合わせている層が存在しており、低い年金給付水準を賄う為に就労しようとすると、賃金に(年金と比較して相対的に)高い税率がかかってくるためと考えられる。

4. 高齢者における貧困層・低所得層

さて、前節まで高齢者の所得格差について見てきたが、先述の通り、所得格差のみに注目するのでは、所得分布状況の一側面しか見ていないことになる。本節では、高齢者における貧困・低所得率について見ていく。繰り返しになるが、年金制度を含む、今日に続く多くの社会政策が貧困救済を目的として登場してきたことを考慮すれば、所得格差よりもむしろ貧困の方が注目されなければならない。

もちろん従来の研究で指摘されてきたように、かなりの割合で裕福な高齢者が存在していることも事実である。例えば、18-64歳層の等価可処分所得の中央値の1.5倍で定義された中高所得者の割合について示した図表4-1を見ても、比較対象国の中でも日本はアメリカに次いで高齢者(65-74歳層)に占める中高所得者の割合は高い。

図表 4 - 1 : 高齢者 (65-74 歳層) における中高所得者の割合
 -1990 年代半ば (日本のみ 2002 年も掲載) -



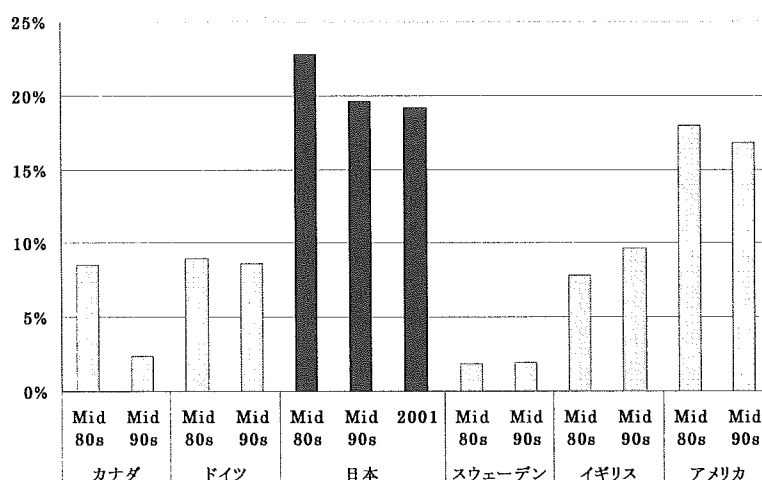
(注) 中高所得とは「18-64 歳層の中位可処分所得の 150%以上の所得」として定義されている。

(出所) Yamada & Casey (2002) および『所得再分配調査 (平成 14 年度)』再集計結果に基づく筆者推計。

4.1 貧困率と低所得層の相対的所得

では、所得分布のもう一方の極はどうであろうか。図表 4-2 は、高齢者における貧困率を示したものである。貧困線は、全人口における中位 (等価) 可処分所得に設定されている。

図表 4 - 2 : 高齢者 (65-74 歳層) における貧困率



(注) 貧困線は全人口の等価可処分所得の中央値の 50%に設定。

(出所) OECD (2001)、山田 (2003)。

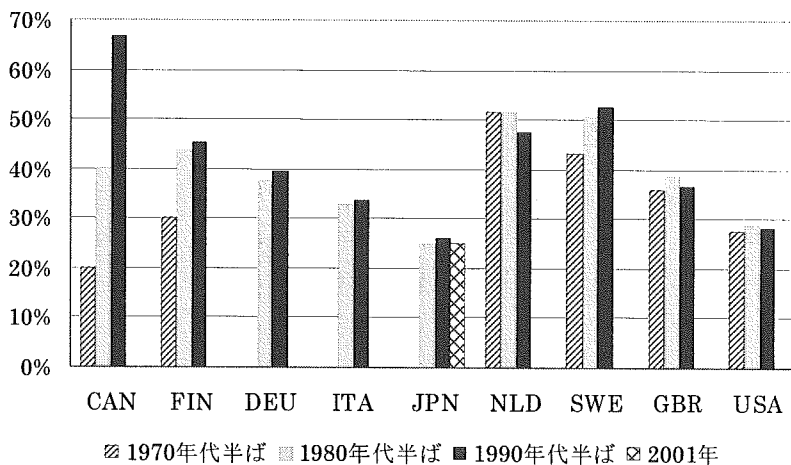
明らかに日本の高齢者の貧困率は低下傾向にあるが、それでも比較対象国の中で、2001 年時点においても高い部類に属している。もちろん、データの項でも述べたように、本稿

での所得概念には、医療や介護などの現物給付が含まれていないので、この図表の解釈には注意を要する。しかしながら、日本における高齢者の所得分配状況は、等価可処分所得に基づけば、かなり大きな世代間移転の存在にも関わらず、所得格差も大きければ、貧困率も高いという特徴を持っていることが分かる。

次の図表4-3は、高齢者の第1所得五分位（＝低所得層）の平均可処分所得を、就労世代の平均可処分所得との比で示している。

たとえば、スウェーデンにおける高齢者の第1所得五分位は、1970年代半ば以降、就労世代の等価可処分所得平均の43%水準から上昇し続けている。また、1970年代20%台であったカナダの伸びは顕著である。一方で、日本では、比較対象国の中で最低水準にあり、就労世代の平均等価可処分所得の25%程度にとどまっている。これは、アメリカの水準に近く、1980年代半ばからの15年間、公的年金制度が成熟してきたにも関わらず、日本の低所得層の所得水準はあまり改善されていないことが分かる。

図表4-3：高齢者（65歳以上）第1所得五分位の平均可処分所得
－18-64歳層の平均可処分所得との比－

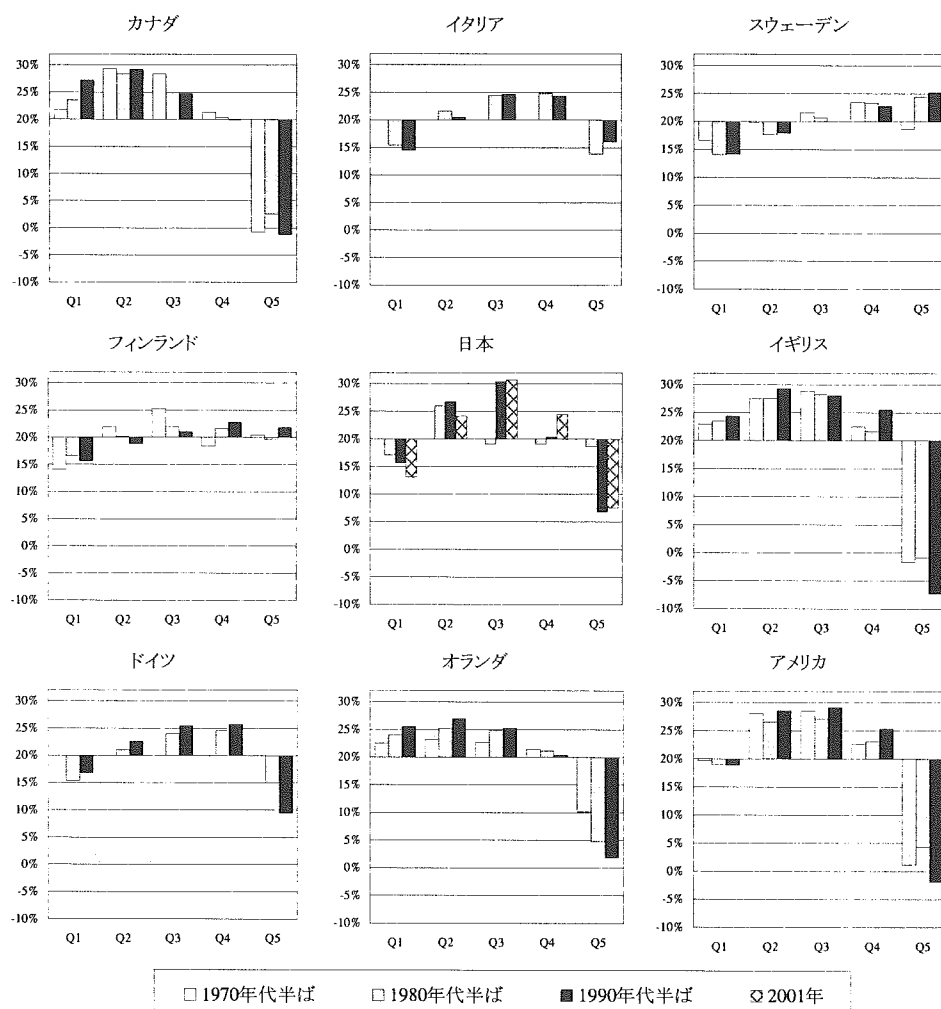


(出所) OECD (2001)、山田 (2003)。

このパラドックスのようにもみえる日本の状況は、純社会移転の分配状況から説明可能だ。図表4-4は、1970年代半ばあるいは1980年代半ばからの各国の純社会移転の分配の変化を示している。ここで、純社会移転とは、社会移転から直接税・社会保険料を引いたものである。直接税・社会保険料は必ずしも社会移転にのみ関わるものではなく、勤労収入や資本所得にも関わるものであるから、この概念は、OECDの純社会支出 (Net SOCX) 概念とは相違している。高齢者が受給している純社会移転を100%とおいている。もし、純社会移転が完全に平等に分配されているならば、各所得五分位は20%ずつの配分を得ているはずである。もし、20%以上得ている所得階層があるならば、純社会移転はその所得階層により手厚く分配されていると解釈できる。そこで、図表4-4では、20%を基準として示している。

1980年代半ばから10年間の変化について、9カ国における純社会移転の配分は主に3パターンに分類することができる。カナダ、オランダ、そしてイギリスは、第1・第2所得五分位への配分重点化、および第5所得五分位（最も高い所得階層）への配分割減によって特徴付けられる。これらの国々では、過去数十年間にわたり、とくに私的（職域）年金など資本所得の伸びが著しかった。

図表 4 - 4 : 65 歳以上における所得五分位ごとの純社会移転のシェア



(出所) Yamada (2002) および山田 (2004)。

ドイツ、イタリア、日本そしてアメリカは、第 1 所得五分位（最も低い所得階層）に対して、20%未満の配分となっており、純社会移転は第 3 所得五分位（中間所得階層）に集中化されている。日本は 2001 年にかけて、この傾向がさらに強まっており、最も低い所得階層に属する二割の高齢者に対し、純社会移転の総額の約一割強しか配分されていない。

フィンランドおよびスウェーデンにおいては、より高い所得階層が、より低い所得階層よりも重点的に純社会移転の配分を受けるようになってきている。しかし、これらの国では先に見たように貧困率は相対的に低い上、第 1 所得五分位の現役世代と比較した相対所得は高く、問題ではない。

4.2 就業している年金受給者における低所得層

次に、「就業している年金受給者」について、低所得層にいる割合を見てみよう。図表 4-5 は、同じ年金受給者（男性）の中で、就業の有無によって、低所得層（第 1 所得五分位）となる割合が、どのように相違するかについて示している。ここでは、「就業している年金受給者」の割合が相対的に高い比較対象国についてのみ、取り上げている。

第 1 所得五分位に属する人々は、定義により、全人口で所得の低い方から数えて 20%の

人々に等しいので、ここでは、この20%を基準に、その数字より高ければ（低ければ）、低所得層となる確率が高い（低い）とみなすことにする。

図表 4 - 5 : 高齢層第 1 所得五分位の平均可処分所得

	男性			
	60-64歳層		65-69歳層	
	就業する年金受給者 (a)	非就業の年金受給者 (b)	就業する年金受給者 (c)	非就業の年金受給者 (d)
カナダ	17%	28%	6%	19%
日本	14%	26%	18%	24%
日本 (2001年)	13%	34%	15%	27%
スウェーデン	4%	8%	10%	12%
イギリス	9%	16%	7%	16%
アメリカ	8%	21%	5%	21%

(注) ここでの「就労する年金受給就業者」定義は、「仕事有り」かつ「私的年金受給者」を指す。

(出所) Yamada & Casey (2002) および『所得再分配調査 (平成 14 年度)』再集計結果に基づく筆者推計。

たとえばスウェーデンを例にとると、60-64 歳層では、「就業している年金受給者」の中、第 1 五分位に所属しているのは 4%である。平均的に、スウェーデンの全人口の 20%は定義により第 1 所得五分位に属するのであるから、これは 16%ポイント (=20-4) も低い数字である。また、「非就業の年金受給者」については、12%ポイント (=20-8) も低くなっている。つまり、スウェーデンでは 60-64 歳層の「就業している年金受給者」と「非就業の年金受給者」は共に（平均的に言って）低所得となる確率は低く、さらに「就業している年金受給者」が低所得となる確率のほうがより低い。どの国でも、「就業している年金受給者」と比較すると「非就業の年金受給者」の第 1 所得五分位に属する割合は高く、年金と勤労収入を組み合わせることによって、低所得階層になる確率を低めている点では共通している。

しかし、この表の数字をより詳細に検討すると、日本の特徴が浮き上がってくる。60-64 歳層で、「就業している年金受給者」が第 1 所得五分位に属する割合が 10%を超えているのは日本とカナダである。つまり、日本とカナダでは、「就業している年金受給者」であっても、スウェーデン、イギリス、アメリカよりも低所得層となる確率が相対的に高い。日本では、65-69 歳層の「就業している年金受給者」の 18%が第 1 所得五分位に属している。1990 年代半ばと比較すれば、2002 年では 15%と、「就業する年金受給者」の低所得リスクはやや低下している。

さらに、日本では、60-64 歳層で「非就業年金受給者」であった場合には、第 1 所得五分位に属する割合は 25% (2002 年では 30%) を超えており、65-69 歳層でも 24% (2002 年では 27%) と比較対象国の中で大きく、「就業する年金受給者」の比率の高さ、あるいは 1990 年代半ばから 2002 年にかけての比率増大を説明する。

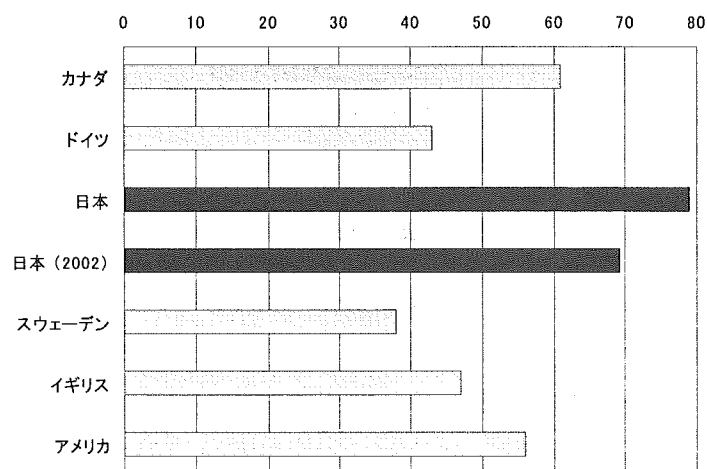
4.3 単身高齢女性における低所得層

日本における「就業する年金受給者」の比率の高さは、高齢女性にとっては何を意味するのであろうか。

図表 4-6 では、第 1 所得五分位に属する単身高齢女性の割合をみている。ここで単身女性に注目する理由は、「一世帯あたり稼働者一人」というモデルあるいは「専業主婦モデル (One Bread Winner Model)」を想定して設計された社会保障制度の下では、職歴の中断などを伴う可能性の高い女性、すなわち自分の年金権を確立することが困難な女性の低所得リスクは男性と比較して相対的に高く、かつ男女の結婚時の年齢差および寿命差から、配偶者との死別等により、低所得に陥った場合にその持続期間は男性と比較してはるかに

長くなる可能性が高いと考えられる。

図表 4 - 6 : 高齢单身女性に占める第 1 所得五分位の割合
— 75 歳以上、1990 年代半ば (日本のみ 2002 年も掲載) —



(注) 日本において、75 歳以上の高齢者に占める单身女性の割合は、2002 年時点で 16%である。

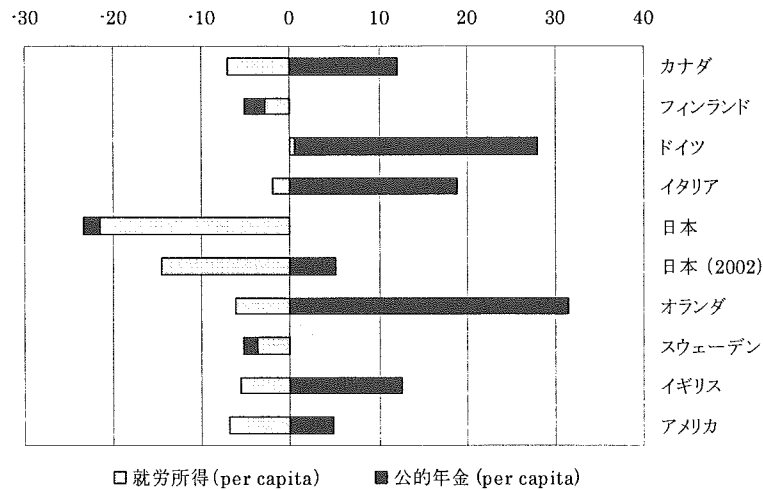
(出所) Yamada & Casey (2002) および『所得再分配調査 (平成 14 年度)』再集計結果に基づく筆者推計。

日本に関しては、1990 年代半ばにおいて高齢单身女性世帯の約 8 割が、第 1 所得五分位に属しており、比較対象国よりかなり高い割合である。とはいえ、2002 年時点において、その割合はかなり下がってきている。

では、なぜ後期高齢单身女性世帯は、日本において第 1 所得五分位に落ち込みやすいのだろうか。単身になる過程において、どのような所得変動を経験するのであろうか。図表 4-7 では、この所得変動の過程を、夫婦二世帯と死別单身女性世帯の勤労収入と公的年金とを比較することで仮想的に近似している⁷。なお、図表 4-7 では、等価尺度を用いず、単純な頭割り (per capita) 所得で計算している。

⁷ もし、夫の死亡率と所得水準が相関 (所得水準が低いほど死亡率が高い) しているなら、夫の死亡に伴う、所得低下をより大きい値で観測してしまうようなバイアスが、横断データを用いた場合に働くことに注意する必要がある。もちろん、本来の目的からすればパネルデータを用いることが、より適切である。

図表 4 - 7 : 死別単身高齢女性と夫婦 2 人世帯の可処分所得の相違
 - 65 - 75 歳、1990 年代半ば (日本のみ 2002 年も掲載) -



(出所) Yamada & Casey (2002) および『所得再分配調査 (平成 14 年度)』再集計結果に基づく筆者推計。

やはり雇用と年金を組み合わせた所得構成である日本の場合、勤労収入の減少は比較対象国の中で最も大きい。1990 年代半ばでは 2 割の減少であり、2002 年ではそのインパクトは弱まったが、それでも 15% がある。このように、死別した場合の所得ショックの大半は、この勤労収入の減少で説明できる。

日本の高齢者の高い就労率は男性にみられるものであり、女性の就労率は先進諸国の中では高くはない。したがって、「雇用と年金」という所得構成を前提とする限り、勤労収入の減少は配偶者 (男性) の死亡により、残された女性に主に転嫁される。また、公的年金が (頭割りのみ) どれほど増大するかも重要である。日本では、厚生年金の場合、夫の報酬比例の厚生年金額の四分之三を、遺族厚生年金として受け取ることができるので、頭割りの公的年金でみれば、もっと大きな正の値が出て良さそうなものであるが、1990 年代半ばでは、2% の減少となっている。これは、報酬比例部分のない国民年金受給者まで含めた平均であること、そして夫の死亡率と所得が逆相関しているためであると推測される。事実、2002 年では、頭割りの公的年金額は夫の死亡時に平均して 5% 増大しており、これは被用者年金における成熟化によるものと考えられる。

フィンランドとスウェーデンでは、女性の就労率は高く、また年金受給権が個人単位になっているので、夫婦二人世帯と死別単身世帯と比較して、頭割り公的年金額の差がほとんどないのは驚くに値しない。むしろ、日本と同様に、専業主婦モデルを想定して設計されている、残り 6 カ国の公的年金額の動きが興味深い。たとえば、ドイツ、イタリア、オランダは、頭割り公的年金額は、2 割から 3 割増大している。カナダやイギリスでも 1 割以上の増大がある。

このように、日本では、就業率の高さから、夫が死亡した場合の勤労収入の減少の影響が大きいことと、公的年金が夫の死亡時に、頭割りで比較対象国ほどは増大しないことにより、単身女性世帯の低所得層への落ち込みを誘発しているものと考えられる。すなわち「雇用と年金」という組み合わせがもたらした一種の副作用がここに表れていると言えよう。

5. 結びにかえて

清家・山田 (2004) でも述べたように、高齢者の自発的な高い就業意欲を前提とする限

り、社会政策的観点からは、所得格差指標の数値自体にそれ程問題があるとはいえない。就業している高齢者と非就業の年金生活者が混在しているならば、勤労収入は所得格差指標の値を大きくする。さらに、所得格差指標の数字自体を直接国際比較するにはデータ上の制約が多い。指標の数値自体の大小を比較して、政策的含意を得ようとするにはそもそも慎重であるべきであろう。

しかし、少なくとも、限りある社会保障資源を、とりわけ賦課方式で世代間移転されている資源を、低所得層への配分を手薄くする一方で、中間所得層にのみ重点配分している点には、議論の余地がある。特に、就労世代の平均所得と比較した高齢者の第1所得五分位の平均所得は比較対象国の中で最下位に日本は位置しており、その相対的な所得水準は過去10年間を通じてそれほど変化しなかった。また、報酬比例年金は、制度設計上、就労期の所得格差を引退期において再現する性質を持つので、格差是正装置としての租税制度の役割は今後重要になってこよう。

また、『所得再分配調査（平成14年度）』の分析で見出された興味深い事実は、「就業する年金受給者」の低所得リスクが1990年代半ばと比較して低くなる一方で、「非就労年金受給者（いわゆる引退者）」の低所得リスクが高まっていることである。さらに、典型的な経済的弱者と考えられてきた「単身高齢女性」の低所得リスクも小さくなっており、その背後には被用者年金の成熟化の影響がうかがえる。

平成16年度年金改正で導入されたマクロ経済スライドは、ゆるやかに年金給付水準を引き下げる方向に機能するが、こうした低所得リスクが軽減されたグループ、および低所得リスクが増大した「非就労年金受給者」などに、どのような影響を及ぼすのかは、特に将来の高齢者雇用や被用者年金の成熟化の速度にも絡み、現段階であまりはっきりとした事はいえない。

しかしながら、今後とも高齢者が増大していく中で、高い就業率を維持しつつ、「雇用と年金」という方法により公的年金に対する社会支出の伸びを抑制していくことを、過度の世代間移転を避けるために目指すならば、少なくとも、高齢期において就労が容易でない不安定職歴層や低技能者などに配慮し、そこには最低保障年金導入等の、より高い防貧機能が社会保険すなわち公的年金制度自体に求められる。

参考文献

Atkinson, A. B., L. Rainwater and T. Smeeding (1996) *Income Distribution in OECD Countries: Evidence from the Luxembourg Income Study*, Paris.

Disney, R. F., M. Mira d'Ercole, P. Schere (1998) "Resources during Retirement," *OECD Ageing Working Paper* no.4.3, Paris.

Keenay, G. and E. Whitehouse (2003) "Financial Resources and Retirement in Nine OECD Countries: The Role of the Tax System," *OECD Social, Employment and Migration Working Papers*, no 8.

OECD (1982) *List of Social Indicators*, Paris.

OECD (2001) *Ageing and Income: Financial Resources and Retirement in 9 OECD Countries*, Paris.

OECD (2004) *Ageing and Employment: Japan*, Paris.

Shorrocks, A. F., [1982] "Inequality Decomposition by Factor Components," *Econometrica*, vol. 50, no. 1, p.193-211

Yamada, A., & B. Casey (2002) "Getting Older, Getting Poorer? A Study of the Earnings, Pensions, Assets and Living Arrangements of Older People in Nine Countries," *Luxembourg Income Study Working Paper*, no. 314.

Yamada, A., (2002) "The Evolving Retirement Income Package: Trends in Adequacy and Equality in Nine OECD Countries", *OECD Labour Market and Social Policy Occasional Paper*, no 63.

清家篤・山田篤裕（2004）『高齢者就業の経済学』日本経済新聞社。

山田篤裕（2002）「引退期所得格差の OECD 9 カ国における動向 1985-95 年—社会保障資源配分の変化および高齢化、世帯・所得構成変化の影響—」『季刊社会保障研究』第 38 巻第 3 号：pp.212-228.

山田篤裕（2003）「研究資料：高齢期における貧困率・貧困度—2001 年—」厚生科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）『医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究』分担研究報告書所収。

山田篤裕（2004）「高齢期における所得格差の変化要因—1995～2001 年の変化を中心に—」厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）『医療負担のあり方が医療需要と健康福祉の水準に及ぼす影響に関する研究：平成 14・15 年度総合研究報告書／平成 15 年度総括研究報告書』所収。

元野宿生活者への生活保障
—公的扶助と民間セクターによる居住支援

<研究協力者>

お茶の水女子大学大学院博士後期課程

稲田 七海

<主任研究者>

国立社会保障・人口問題研究所

金子 能宏

社会保障応用分析研究部部長

厚生労働科学研究補助金（政策科学推進研究事業）
「我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」
平成 16 年度報告書

元野宿生活者への生活保障－公的扶助と民間セクターによる居住支援－

稲田 七海（お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程）
金子 能宏（国立社会保障・人口問題研究所）

1 はじめに

1990年代後半から続く経済不況や雇用情勢の悪化により、2002年における長期失業者数は年間平均で106万人にのぼり、全失業者数の約3割を占めるまでに至った。これらの長期失業者の中でも、若年労働者とともに、中高年層が高い比率を占めているが（篠崎 2004）、その多くは、工場や建設現場での労働やサービス業等の単純労働に長年従事してきた非熟練労働者である。そしてこの中でも最も不安定な層といわれているのが「寄せ場」を拠点に就労する中高年の日雇い労働者である。というのも、これらの日雇い労働者は、雇用保険及び年金制度等の社会保障給付の対象となりにくく、失業が野宿生活への移行（ホームレス化）に直結する可能性が高いためである。その結果、ここ数年間で多くの長期失業状態にある日雇い労働者をはじめとする中高年非熟練労働者が野宿生活者となり、都市空間に顕在化し拡散した。岩田（2004a）はこれらの中高年野宿生活者を「ポスト工業社会への移行期にあたって、変動する社会が生み出したアンダークラス、あるいは社会的排除の典型」として社会・経済状況の変動と連動した「最も弱い」層と言い表し、近年の長期不況下での不平等や格差の拡大の結果もたらされた「新たな貧困」層として位置づけている。

こうした状況を受けて、2002年8月にはホームレス自立支援法が可決、施行された。これにともない、全国規模でのホームレスの実態把握が行われ、その調査結果をもとにホームレスの自立支援および問題解決に向けた取り組みが開始された。厚生労働省と国土交通省が合同で実施した「ホームレスの実態に関する全国調査」によると、わが国における野宿生活者（ホームレス）の人口は24,090人（2003年現在）にのぼることが明らかとなった。この数は、2001年の厚生省（当時）による調査で把握された20,451人を約4,000人上回っており、野宿生活者が増加傾向にあることを示している。これまで野宿生活者の問題は、日雇い労働者等に代表される不安定就業層を多く擁する大都市に限定された「社会問題」とされていたが、2001年および2003年の調査によって、地方の県庁所在地や中核市等でも野宿生活者の増加が確認されたことにより、野宿生活者の問題は全国的に分散・拡大傾向にある事実が明らかとなった。また、ここで定められた自立支援のプログラムは各地方自治体によって策定されるが、そこでは「ホームレス」を「自立の意志のある失業者」「福祉や医療の援護の必要な者」「一般社会からの逃避者」の3類型に整理し、この類型に見合った対応をとることが促されている（岩田 2004b）。その際の対応は、「ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする」とあるように、行政と民間市民団体およびNPO等、野宿生活者支援を長年行っている専門組織との相互補完的な関係構築のもと充実した支援が提唱されている。

ただし、以上のように法律上において行政と民間のパートナーシップが求められているとはいえ、現段階における野宿生活者支援を実施する民間団体の取り組みの実態を明確化

や活動の評価に関する十分な議論はなされてこなかった。今後、支援法に基づくホームレス支援のための地域計画が適正に運用、展開されていく上でも、民間支援団体の活動の実態を析出しその効果を分析することは大いに意義があると考えられる。

ところで、本研究のように野宿生活者をめぐる問題を対象とした研究は、1990年代からその問題の深刻化とともに増加傾向にある。なかでも、主要大都市の自治体で積極的に実施された大規模野宿生活者（ホームレス、路上生活者）調査においては、その実数とともに職歴・生活歴等のデータがマクロ的、ミクロ的両方の視点から蓄積され（林 2004）、野宿生活者の実態把握に力が注がれた。さらにここで把握された野宿生活者に関するデータは、主として都市社会学、労働経済学、社会政策学を中心とする領野で検討・分析され、その生成要因や詳細な実態に関する議論が活発に行われている。このように野宿生活者の生成過程やその詳細な実態に迫る研究・分析の蓄積は増加しているが、前述したとおり、野宿生活者を支援するシステムやネットワークに関する議論および評価は十分になされていない。そこで本研究は、野宿生活者の中でも「福祉や医療の援護の必要な者」を対象とした公的扶助と民間セクターを複合的に活用した「多元型福祉」による生活保障のシステムとその効果を分析・検討することを目的として議論を進めていく。研究の方法としては、調査対象地でのヒアリングや参与観察で得られたデータをもとに、野宿生活者への民間セクターでの支援の実態を明らかにする。さらに、2002年に実施されたアンケート調査（『寄せ場』における居住支援—山谷・釜ヶ崎での取り組み』住宅総合研究所助成研究・代表者中島明子（和洋女子大学））で得られたデータを利用し、民間セクターによる野宿生活者への支援効果を分析する。これらの方法によって、社会保険の拠出を満たせない元野宿生活者＝現生活保護受給者への生活保障が、公・民それぞれの領域における相互のパートナーシップによっていかに展開されているかを明らかにする。

2 調査対象について

本研究で対象とするのは、野宿生活を経験したことのある生活保護受給者である被支援者および大阪・釜ヶ崎（あいりん地区）を拠点に野宿生活者支援を行う民間セクター各団体等の支援者サイドの活動である。しかし、一言に支援活動といってもその内容は個人レベルの野宿生活者への安否確認活動から住宅提供に至るまで多様なレベルで行われており、一枚岩として捉えられるものではない。したがって、支援活動の効果の分析・評価を行う前に支援活動の全体像を類型化して把握する作業が必要となってくる。さらに支援活動の背景を理解するために、支援活動の主要な場となっている釜ヶ崎（あいりん地区）についても理解しておくことも同時に求められよう。ここではまず、支援の対象者である元野宿生活者とはいかなる人々なのかということを明確にするために、野宿生活へ至るまでのプロセスを所得と社会保障給付の側面からみていく。釜ヶ崎の地域概要を説明し、この地域特有の支援の支援形態について説明する。

本研究で調査対象としている被支援者は、野宿生活を経験したことのある生活保護受給者である。これらの対象者の約7割が元日雇い労働者であり、年金等の社会保障給付を受けられる者は1割にも満たない。なぜなら、日雇い労働者への雇用保険、年金等の社会保障が十分に整備されていないためである。また、「日雇い」という一日更新の就業スタイルは、一定の場所に定住し世帯を営むには不向きなものとなっている。そのため、日雇労働者は社会保障の恩恵を受けられないだけでなく、家族や住宅等の生活基盤も不十分なものとなっている。したがって、日雇い労働者の野宿生活化を未然に防ぐセーフティネットはほぼ無策状態であり、多くの日雇い労働者が野宿生活を余儀なくされている。